

各務原市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年度第1回定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和8年9月28日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 井戸田 直 人

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査・行政監査

2. 監査の実施日及び場所

令和8年4月17日から令和8年9月28日まで
各務原市産業文化センター8階第1特別会議室ほか
（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

主として令和7年度の水道事業会計・下水道事業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、事務事業の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、収入伝票、収入調定兼振替伝票、支出伝票、支出負担行為決議書兼支出伝票兼振替伝票、契約書等の関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

事業管理	・事業収支は、事業目的に照らし、適切か。 ・事業は、計画的に執行されているか。 ・企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。 等
経営管理	・経営成績及び財政状態は、良好か。 ・料金の収納状況は、良好か。また、滞納整理事務は、適切に行われているか。 等
事務管理	・公印は、厳正に管理されているか。 ・個人情報等の管理は、徹底されているか。 等

第2 監査の結果

水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、要望事項については、次のとおりである。

【要望事項】

水道事業

(1) 有機フッ素化合物対策について

三井水源地の有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）対策については、活性炭によるPFAS濃度低減対策を着実に継続するとともに、PFAS除去性能試験の一環として、粒状活性炭の提供を受け、運用に適した活性炭の選定も検討された。また、中期的対策として、新たな浄水処理施設整備を進め、令和8年中にはタンクを設置し、年明けには試運転を行えるように工事を進め、年度内の運用開始の目標に向け、順調に進んでいることが確認できた。さらに、これまでの広報紙による周知に加え、本庁舎、大型商業施設及び地元企業のデジタルサイネージによる情報発信、公共施設、主要な駅、事業所などへのポスター掲示、啓発動画の制作に取り組むなど、市民への周知に努めた。

今後については、活性炭によるPFAS濃度低減対策を引き続き着実に継続するとともに、先進地視察で得た知見も活かしながら、新たな浄水処理施設の確実かつ効果的な運用を行うことはもちろん、長期的対策にも十分に取り組みたい。

また、この事業は市民にとって関心の高い事案であるため、今後も適切な情報提供に努められたい。

（２）有収率の向上について

有収率については前年度に比べ 1.2 ポイント減の 84.3%であり、令和元年度以降、減少傾向が続いたままである。漏水の多いエリアの重点的な調査に継続して取り組むとともに、漏水が多いエリアについて面的な給水管布設替工事も新たに進めている。今後、他の自治体の事例も検証するなど、様々な手法を凝らし、有収率の向上に努められたい。

（３）債権管理について

従前水道料金の滞納者に対し、催告書を発出する業務フローとはなっていなかったが、事務を見直し令和 7 年度から催告書を送付するなど、滞納分の解消に努めた。滞納分の回収が不可能となり、やむを得ず不納欠損処分を行う場合には、公平性の観点からも、相続人調査、住民登録情報等の照会など十分かつ適切な調査を実施し、適正な債権管理に努められたい。

（４）不適切な事務処理について

行政財産使用料納入通知書の送付漏れ、決裁手続を経ずに公印を使用し指定店証を発行、指定店の申請書を受理し手数料を受領したが、その後の処理（審査、指定店証の発行等）を未実施、公用車の車検切れ等、不適切な事務処理が散見された。担当職員自身の処理の不適切さや報告漏れに加え、課内の連携などが十分に機能していなかったことも原因だと考えられる。既に、二重チェック体制の徹底、事務処理方法の変更など、再発防止に努めているが、今後も随時、事務処理の見直し、定期的なチェックを図り、同様の事案が生じないように注意されたい。

下水道事業

(1) 有収率の向上について

有収率については前年度と同様の 83.7%であった。有収率低下の主要因である不明水に関する対策は、その発生原因と発生源の特定が容易ではないため、非常に難しい点もあると考える。那加自動車学校周辺など 3 地区で不明水侵入箇所の調査を実施し、今後はその結果を踏まえて、侵入対策を実施するための詳細設計・工事を行うとのことであった。維持管理費の増大による下水道経営への負担を軽減するためにも、今後もより積極的かつ効果的な不明水対策を行い、有収率の向上に努められたい。

(2) 下水道使用料改定周知業務委託について

令和 8 年 4 月 1 日からの下水道使用料改定に伴う利用者への周知委託業務において、周知用チラシを市の施設（小学校等）に郵送されていた。これは、現地での迅速な内容確認のためとのことであったが、送付物は庁内メール便やグループウェア等の活用でも十分その目的を果たせると考える。今後、コスト意識を組織全体に浸透させ、様々な事務を遂行されたい。

(3) 債権管理について

滞納分の下水道使用料及び受益者負担金については、住民情報システム等を利用した追跡調査や近隣の金融機関を中心とした財産調査を実施した上で、不納欠損をされていた。限られた徴収体制の中での費用対効果を考慮している点も理解できるが、下水道使用料などを納付している方との公平性及び市民に対する説明責任の観点からも、滞納者の実情に応じて、預貯金調査だけではなく、給与調査、生命保険調査等の実施も検討するなど、適切な債権管理に努められたい。